平成２５年（フ）第２２３６号
大阪市此花区高見１丁目３―36コーシャハイツ高見36　508号室、住民票上の住所大阪市福島区吉野５丁目５番17号
債務者　廣瀬　能久
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５９２号
大阪市西成区花園北２丁目１番17―714号
債務者　北之園嘉重
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６０２号
大阪市大正区平尾４丁目７番６号　西平ビル401号
債務者　山田　賢一
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６７３号
大阪府寝屋川市黒原旭町18番14号
債務者　曽我部幸子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６９３号
大阪府池田市神田１丁目25番23号
債務者　名部　　隆
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０１７号
大阪市生野区林寺５丁目７番２号
債務者　あまみ茶屋こと　中川冨美子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０１８号
大阪市生野区林寺５丁目７番２号
債務者　中川　知美
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５２５２号
大阪府寝屋川市黒原城内町31番７号
債務者　三浦真知子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４５３号
大阪市城東区今福西５丁目９番５号
債務者　松阪喜和子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５４８２号
大阪市中央区日本橋１丁目22番33号　ビジタル黒門509号、住民票上の住所大阪府東大阪市小阪３丁目４番Ｂ―503号
債務者　大橋　祐貴
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５０５号
大阪市都島区都島北通１丁目１番15―906号
債務者　ヘアーモードワイズこと　森岡　吉和
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５６４号
大阪市平野区平野市町１丁目13番12号
債務者　岩﨑　政夫
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５５６８号
兵庫県豊岡市庄境1090番地、申立時の住所大阪市淀川区新北野１丁目９番29号　サンハイム吉見４Ａ号
債務者　岩﨑　　亨
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６２５号
大阪府東大阪市横沼町３丁目15番18号
債務者　富永元美こと　尹　　元美
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６５１号
大阪府東大阪市足代北１丁目10番９号　プレミアム新深江603号
債務者　栗栖　知子
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５７６６号
大阪市住吉区南住吉１丁目17番22号、前住所大阪市住吉区南住吉１丁目４番２―403号
債務者　三好　　勝
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５８１４号
大阪府箕面市箕面６丁目１番30―605号
債務者　高峰　秋雄
1　決定年月日時　平成26年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部